

令和2年度 第2回長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 会議概要

開催日時	令和2年8月31日(月) 午後2時から午後4時まで
開催場所	第一庁舎4階 会議室141
委員出席者	14名 (欠席委員2名 高野哲浩委員、山本悦夫委員)
傍聴者	1名
事務局出席者	中澤保健福祉部長(冒頭挨拶)、竹本障害福祉課長 障害福祉課職員4名
公開・非公開	公開
分科会内容(概要)	<p>1 開会 進行：竹本障害福祉課長</p> <p>・開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>・横地会長</p> <p>・中澤保健福祉部長</p> <p>事務局：部長は所用があり退室することを報告(部長退室)</p> <p>3 議事</p> <p>・竹本障害福祉課長から出席委員数の確認と会議の成立について報告</p> <p>・事前配布資料の確認</p> <p>・公開について報告</p> <p style="text-align: right;">議長交替</p> <p style="text-align: right;">進行：横地議長</p> <p>(1) 第2次長野市障害者基本計画の素案について</p> <p>・事務局から前回分科会以降の素案修正箇所を中心に説明 …資料1</p> <p>【質疑応答】(要旨)</p> <p>委員：20ページ基本目標3の成果指標で「障害児の教育・育成に対する満足度」として、現状値15%、目標値22%となっている。現状で85%の人が不満足としているということだと思うが、どういうところがうまくできないのか、どこを改善すれば、目標値の22%に近づけるのかということは、各論の中に記載していくのか。22ページの基本目標6の成果目標「障害者の保健・医療に対する満足度」についても同様のことが言える。</p> <p>事務局：まず基本目標3については、アンケート調査の障害者の保健・医療に対する満足度に関する回答に自由記載の欄を設けていないため、実際にどのような点について不満なのか直接的に聞くことはできていないが、アンケート全体を通して把握できることに対して、[施策の方向性]を記載している。</p>

委員：44 ページに記載のある「インクルーシブ教育」は理想的だが、一番肝心なのは障害のある児童、生徒が障害の特性にあった教育を受ける権利が十分に活かされるかということである。そのためには、コーディネーターや教育支援員の配置など、あらゆる分野を改善していかなければならない。長野市全体の教育現場で、環境にすぐに整うほど簡単なことではないと思うし、障害者基本計画の中で注視されるべきことと考えるが、市としては現状を十分と考えているのか。

事務局：基本計画にもあるとおり、施設の整備は順次進めているが、現状が十分かといえば、必ずしもそうではないと思っている。情勢も変わってくるので、その時々々の情勢も踏まえて、順次、障害の特性に合わせて環境の整備を進める。また、ハード面だけではなく、いわゆる心のバリアフリーという面で、教師や一緒に勉強する友達にも、障害への理解が求められていて、そこからの必要な手助けも重要かと思うので、そういったことも含めて進めていきたいと思っている。

委員：44 ページ「インクルーシブ教育システムの推進」のところで、「困っていることについては、通園通学手段が大変とする回答割合が高く、保護者の負担となっている状況が伺えます。」とあって、45 ページの「各学校や家庭、福祉事業者、ボランティア等の協力による登下校時の支援体制を維持し、引き続き登校時の支援を行っていく。」とあるが、「家庭」が入っていることに違和感がある。今も「保護者の負担」となっていることが、アンケートの結果で出てきているのに、施策の中に「家庭」がそれを支えるとして出てきてしまうのはいかがか。生活を守るためには、夫婦で働くのが当たり前なのに、学校に通わせるには父親か母親が仕事をやめなければならないという現実がある。それゆえに、家庭を施策の実施主体に入れないでいただきたい。もちろん家庭が何もしないということではないが、お家の人が何か出来なくても、学校に行けるという状況にしてもらわないといけない。

また、同じく施策の方向性に「支援体制を維持し」とあるが、何かに困っているのだから、何かを変えていかなければならないのに、今までどおり引き続き「維持」してやっていくというのでは、計画を立てても改善に向かわないので、計画を立てる意味がない。検討していただきたい。

事務局：家庭の支援もいただきながら、それぞれどういった支援を周りの方々ができるかということを考えている。「維持し」についても、少なくとも現状の状態は維持した上で、更にどういった支援ができるかということを検討していきたいという意味合いでこの部分を修正したい。

委員：インクルーシブ教育については、当事者が理想的な環境で教育を受けられるようにという意味もあるが、共に含むということで、認め合うということで、他の児童、生徒が、「障害のある人もいる」、「障害のある人がどういった支援を求めているか」、「サポートしなければいけ

ない」等を学んでもらうことの意味も大変深いと考える。そういうことも理念として考えてもらいたい。

委員：インクルーシブ教育というのは、ひとりひとりに対して丁寧に教え、みんなで一緒に学ぶという教育だと考えている。学校の建物も含め、あらゆる環境を整え、障害者が教育を受ける権利を十分行使できるようにすることが根幹にある。そのためには、ひとりひとりの特性に応じた取り組みができる教師を配置して、障害の特性にあった教育が充足されることが必要で、それには行政に非常に努力してもらわなければならない。あらゆる方策を講じて、少しずつ整備していかなければ実現は出来ない。そのために、欠点がある部分は何か、考えて教育を行っていかないと。そうでないと、障害者の教育を受ける権利が満たされなくなってしまう。一番肝心なのは、障害のある児童、生徒の教育を受ける権利が充足されるということである。

先ほども、障害者が理解されていないとか教育に対する満足度が非常に低いというお話があった。障害者理解のための研修会等を実施して、効果が上がらないということはないと思うが、やはりインクルーシブ教育のように、実際の障害者と健常者が交流をすることが、一番、障害者への理解につながると考えている。

事務局：ご意見のとおりである。また、教育という範疇の中で、より若い頃から、障害について認識してもらうことが、大人になってから研修会等に参加してもらうことより、もっと効果的とも考える。市としても期待しているところである。

委員：意見集約資料の10ページで、各事業の解説は必須とする意見に対し、事業内容の掲載はしないとしているが、これはいかがか。現行計画では、事業の内容や課題も掲載されていて非常に分かり易いものになっている。継続事業であれば課題も分かるし、新規事業であれば内容が分かるので、載せた方がいいと思うが掲載しないのはなぜか。

事務局：掲載した方が伝わりやすく、今後進捗状況を見ていく上でも分かりやすいのだが、3つの計画を併せて策定することから、ページ数の問題がある。また、今回は基本計画と福祉計画を同時に策定するのだが、それぞれに役割がある。6年間の基本計画については、その期間に事業の開廃もあるので、細かい事業の実施方法ではなく、アンケートの分析に基づいた状況判断と施策の方向性を記載する。一方で、障害福祉計画・障害児福祉計画の中には事業を掲載するので、3つの計画のバランスも考え、基本計画には事業内容を掲載しない方向で考えている。

会長：それは、長野市総合計画のように、障害者基本計画があって、その下の障害福祉計画や障害児福祉計画に事業やサービスを掲載するという形に整理したということか。

事務局：その通りである。

副会長：成果指標にアンケートの集計結果を使用することは前々からやってきていることかもしれないが、アンケート自体が不備である。回答率も回収率も低い。そこから導き

出した目標を6年間使う。例えば20ページの障害者に対する相談体制の充実度の実績値15%というのはとても低い。これを6年経って37%以上にするという目標もとても低い。これから数年間の間に相談体制の再構築をする中で、数年のうちに80%くらいにはしないとイケないと思う。しかし、アンケートで数年後、また違う回答者に対して同じ質問をしても、回答はてんでばらばらになるわけで、60、70%に上がることもあるだろうし、そうでないことも考えられる。それを37%以上を目標値としていることがしっくりこない。

また、38ページの「くらしの場・福祉サービス等の充実」の中には、アンケート結果について沢山記載されていて、ここから導き出される施策の方向性は(1)から(3)までに書いてあるのだと思うが、地域移行の受け皿がないということであれば、受け皿を作っていかなければならないのだと思うし、そのように記載していないと分かりにくい。市がやること、事業所がやることがあいまいになってしまっている。

また、同じく38ページ「(1) 地域生活への移行支援」の中で、「施設や病院から退所・退院する」とあるところは、「入所施設や精神科病院等からの退所・退院」とすべきではないか。

事務局：38ページの入所施設、精神科病院の部分については修正する。また、アンケートの方法については、次回以降工夫したい。他に、実施主体については、当然市がやる部分もあるし、事業所をお願いする部分もあるかと思うが、それを踏まえてどのような形が一番いいかということで進めていきたい。

委員：アンケートの集計をどう使うかについて、今回はもう少し詰めていただきたい。20ページについて、何に不満なのかはクロス集計を見ると一発で出る気がする。そういったところをきちんと集計することで、初めてアンケートの結果を計画の中に織り込んで利用できて、施策に繋がられるのではないかと考えている。

また、44ページのインクルーシブ教育の中のアンケートの結果で、「子どもに必要な教育がわからない」「入学前に必要な準備がわからない」とあるが、これをどう解決するのか。この回答率が高い時点で、何をやっているのだろうかと思ってしまう。専門家が介入し、乳幼児期からの連続した切れ目のない支援を少しでも進めていることができているのならば、ここまで高い数値が出てくるのが不思議に思える。母子保健や学校教育等、色々な部署との連携を謳って、この部分をきちんと解決して欲しいと思う。

また、障害者理解のための研修会の方法について、座学で聞いているだけでは伝わらないこともあるので、そこはこれまでの分科会でも複数回申し上げてきたが、しっかりと伝わる研修を行う等、「質の保障」をしていただきたい。

会長：色々なご意見をいただいたが、本日出された意見についても集約し、素案に反映して、次回の分科会で示してい

ただきたい。また、アンケートについて、満足度を見る場合は、何が不満なのかという内容が大事なので、そこまで踏み込んだアンケートになるよう、次回はしっかりと工夫してもらいたい。

(2) 第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の素案について

・事務局から説明 … 資料2

委員：基本計画の中で通勤時の移動支援を実施するとなっていたが、福祉計画の中ではどこに出てくるのか。

事務局：今回の3年間の計画期間中に具体的な形になるかどうかはまだ検討中であるため記載はしていないが、入れるとすると59ページ第4章「地域生活支援事業」の中の任意事業の一つとして入れることになる。

委員：3ページ(4)にある「地域共生社会」という言葉について、個人的には何を指しているのか理解が難しい。地域の公民館長に就任していた時、地域のために色々な行事を行ったが、各家庭の生活が厳しくなり、年々地域の行事に参加してくれる人が減っていて、「地域共生社会」と言うが、それ自体が崩れつつあるのかなというのが私の印象である。

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、25ページの県の実績値と目標値が「調査中」や「未設定」となっているが、長野市は独自に保健所を持っているのだから、単独に目標値を立てることは難しいのか。県が立てられないから、市も立てられないということなのか。

事務局：障害福祉計画・障害児福祉計画は国や県の指針に沿って策定するものであり、6月末に県の指針が出た段階ではこの部分が調査中となっていて、数値を入れることが出来なかった。出せない訳ではなく、集計中であるため、今後県から提示はされる。ただ、この数値がないと、精神病棟から地域移行する人数について、厳密には目標値が立てられない。

副会長：令和元年度の実績値はもう県でも出していて、3年度毎の目標値も設定済なのではないか。

事務局：現在県が設定している目標値は3年前に立てたものであり、令和5年度の目標値はこれから出すところである。

委員：18ページ、23ページに関連して、地域移行を進めているということだが、そもそも福祉施設に入っている人は入る理由があって入っている訳で、地域の受入体制も整っていないという状況であるのに、目標値を作って、施設から出そうとするのは矛盾しているのではないか。むしろ、施設に入所する必要がある方がきちんと入所できる体制を作ることが基本だと思うのだが、方向性が間違っていないか。

事務局：国の指針からすると間違っていない。

委員：目標は、地域の体制が整えば、施設ではなく地域でくらせるのではないかという希望を持って立てているものである。地域にサポートがないから施設に入っているとい

う人もいる。

副会長：日本は他の国に比べて、何十年も遅れていて、山奥に入所施設を作って、そこで障害のある人を生活をさせてきた。それは障害者の権利を剥奪していることである。自分たちが生きたいところで生きていくということを宣言している障害者権利条約に日本も署名をした。どうしても施設でないとくらしせない人もいるが、そうではなくて、地域に沢山資源がなかったり、色々な制度がないために、地域に出てこられない精神科病院の人や知的障害者の人もいる。それで、長野県も国も十数年前から、施策を作ってずっと取り組んでいる訳で、今後も進めていかなければいけない。施策が調べれば地域で生活できる人がいる。市も県もしっかりやっていってもらわなければいけないと考えている。

委員：そういうことであれば、何をしなければならぬかは明確な訳で、それをやらずに、この何人の人達を施設から出すという目標だけを設定しても、進んではいけない。何が足りないのか、何を作らなければいけないのか、例えば施設であれば地域に何人分作らなければいけないのか、どういう制度がいけないのか。課題が分かっているので、それらを目標にした方がいいのではないのか。

事務局：この計画は、22 ページからの成果指標を達成するための活動指標を 35 ページ以降に設定している。地域移行について言えば、成果目標では、退所や退院をする人数を目標値としているが、それに対し足りないもの、例えば自宅での生活を支援してくれる居宅介護のヘルパーや、自宅での生活が難しい場合の受け皿となるグループホームについては、「第3章サービス見込み量」で、サービス量を見込み、それを受けてくれる事業所数や定員も見込んでいる。

副会長：会議資料の受領が分科会の直前であったため、しっかりと中身を確認する時間がなかったが、次回までにまだ意見を受け付ける予定はあるのか。障害ふくしネットからも意見があると思うがそれについても、受け付ける予定はあるのか。

また、49 ページのところ、地域移行支援のところ「人/月」という単位が書かれているが、基本計画の 39 ページにはその表記がないので、記載した方がいい。

事務局：単位については、基本計画も合わせて表記する。また、福祉計画・障害児福祉計画については、意見・要望用紙を配布し、ご意見を伺う時間を設けさせていただく。

会長：これで出された意見を集約し、素案に反映した上で、次回の専門分科会で協議する。その上で、更に意見があるようであれば、書面で確認をしてもらい、決定する方向でいかがか。（一同異議なし）

事務局：福祉計画・障害児福祉計画については、国の指針に則って策定するものなので、ご意見をいただいても変更できない部分もあるかとは思いますが、それはご承知いただきたい。

会長：変更できない部分はできないと答えてもらうしかないが、意見は出してもらい、反映できる部分は反映しても

らうことにしたい。

事務局：よろしくお願ひしたい。

(3) その他

・特になし

議 長：これにて本日、審議していただく案件は、すべて終了した。議事進行の協力に感謝する。進行を事務局へお返しする。

4 その他

進行：竹本障害福祉課長

事務局：次回の障害者専門分科会は10月26日(月)午後を予定している。この日は社会福祉審議会の本会も開催されるので、本会終了後に分科会を開催する。分科会では、各計画のパブリックコメント案について、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えている。日程近くなったら、ご案内申し上げますので、ご出席の程よろしくお願ひしたい。

5 閉会